

確定申告

青色申告？

白色申告？

医療費控除

労務Q & A

労働基準法 大改正 年5日有給休暇取得義務化

アクシスグループ

税理士法人 アクシス

社会保険労務士法人 アクシス

行政書士法人 アクシス

川人広平 公認会計士事務所

株式会社 徳島経理代行センター

株式会社 高松経理代行センター

株式会社 マネジメント・スタッフ

有限会社 エムエスサービス

【徳島本社】

〒770-0051

徳島市北島田町 1 丁目 3 番地 3

TEL 088-631-8119 FAX 088-632-6543

【吉野川支店】

〒776-0005

吉野川市鴨島町喜来字宮北485番地1

TEL 0883-26-0182 FAX 0883-26-0187

【高松支店】

〒760-0079

香川県高松市松縄町1050-27

TEL 087-814-5875 FAX 087-814-5876

確定申告

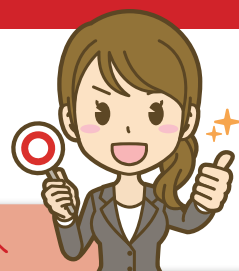
確定申告は必要なの？ 医療費控除について

◆ 確定申告が必要な人

- ◆ 事業所得があった人（個人事業主）
- ◆ 給与収入が 2,000 万円を超えている場合
- ◆ 株取引等で一定の利益があった人
- ◆ 不動産・山林所得があった人
- ◆ 公的年金が 400 万円を超えている人
- ◆ 退職所得があった人
- ◆ 土地や建物を売った人
- ◆ 雑所得があった人（副業による所得が 20 万円を超える場合）

会社員で確定申告が必要な人

- ・ 2 カ所以上の会社から給与を受け取っている場合
- ・ 給与以外の副業所得が 20 万円を超える場合
- ・ 住宅ローン控除を初めて受ける場合（2 年目以降は年末調整で行う）
- ・ 医療費控除、雑損控除などを受ける場合
- ・ 退職などにより年末調整を受けていない場合



副業をしている場合、所得が 20 万円を超える場合は確定申告が必要となります。

- 例 1) フリマ売上 25 万円 - 経費（出品料・配送手数料）5 万円 = 所得 20 万円 … 確定申告 必要なし
 例 2) 家賃収入 100 万円 - 経費（修繕・管理料等）60 万円 = 所得 40 万円 … 確定申告 必要
 例 3) 休日コンビニアルバイト 月2万×12ヶ月=24万円 … 確定申告 必要（給与2ヶ所以上のため）

◆ 青色申告？白色申告？

確定申告の方法には、「青色申告」と「白色申告」の 2 種類があります。

白色申請は、簡単な帳簿付けで簡単に確定申告をするのに対して、青色申告は正規の帳簿付けを行なう必要があります。その代わりに、特別控除により節税ができ、いくつかの特典を受けることができます。

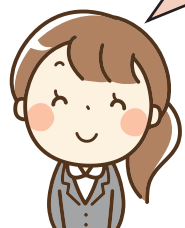
従業員さんから質問があった時のために

青色申告 の メリット	白色申告 の メリット
・ 青色申告特別控除（65 万円 or 10 万円） ・ 赤字が繰り越せる（3 年間） ・ 家族への給与（青色事業専従者給与）が経費にできる	・ 帳簿付けが簡単 ・ 確定申告の提出書類が少し少なくなる

多くの個人事業主が、節税目的で青色申告を選択されます。

- ・ 複式簿記による正しい帳簿付けが面倒な方
- ・ 複式簿記の知識がない方
- ・ 開業したばかりの方
- ・ 不動産収入などがある方

税理士法人アクシスにお任せください。
会計ソフトの導入サポートも行っております。



新築



◆ 医療費控除

どちらかを選択

従来の医療費控除



- ・ 病院等の診察代
- ・ 調剤薬局の薬代
- ・ 薬局で買った薬代

例) 年間 12 万円

2 万円 — 所得控除

※1
10 万円

※1
その年の総所得金額が 200 万円未満の人は、総所得金額の 5% の金額

1 年間の医療費の合計が 10 万円(もしくは※1)を超えている方が対象です。



「10 万円(※1)を超えない」という方は、右側のセルフメディケーション税制が対象になるか確認してみてください。

平成 年分 医療費控除の明細書

品名	数量	単価	金額
1 医療費控除に関する事項			
2 医療費の総額			
3 医療費控除の金額			

病院や薬局ごとに医療費の総額を記入する「医療費控除の明細書」の提示が必要となりました。領収書の提示は不要となりましたが、自宅等で 5 年間保管する必要があります。



対象となる医療費の範囲は広いです。
ご不明点はアクシスまでお問い合わせください。

セルフメディケーション税制 (医療費控除の特例)



薬局で買った薬代
セルフメディケーションマークのついた薬が対象。
レシートで確認してください。最高 10 万円。

例) 年間 3 万円

1.8 万円

所得控除

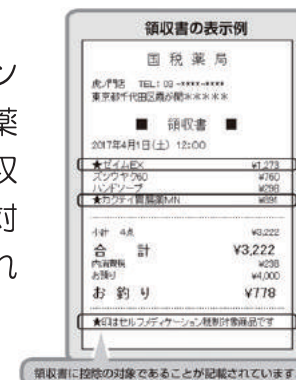
1.2 万円

セルフメディケーション
税 控除 対象

対象となる人
適切な健康管理の下で医療用医薬品からの代替を進める観点から、所得税や住民税を納めていて、以下のいずれかを受けている人。
(勤務先での定期健康診断なども含まれる)

- ▶ 特定健康診査（いわゆるメタボ健診）
- ▶ 予防接種
- ▶ 定期健康診断（事業主健診）
- ▶ 健康診査
- ▶ がん検診

セルフメディケーション税制の対象とされる医薬品は、購入した際の領収書（レシート）に控除対象であることが記載されています。



Q
相談

当社は、正社員の所定労働時間を午前9時から午後6時までとしており、終業時刻である午後6時以降に勤務した場合に残業代を支給しています。

その前提で、正社員が午前中のみ半日の有給休暇を取得し、午後1時に出勤した上で、午後7時まで勤務した場合の残業代はどのように考えればよいのでしょうか。午後6時～午後7時までの1時間は、割増した残業代を支給するようになるのでしょうか？



A
回答

割増賃金の支給については、就業規則等に特に定めがない場合は、**実労働時間で考えます**。よって実労働時間が**1日8時間、1週40時間を超えない場合は、割増賃金（25%）は必要ありません**。一方、年次有給休暇については、所定労働時間働いたものとして通常の賃金を支払うこととしている場合が一般的ですので、半日有給＋半日出勤で通常の賃金は支給しなければなりません。

したがって、午後6時～午後7時までの1時間は、所定労働時間を超え、実働8時間を超えない時間となりますので、**割増なし（100%）の残業支給が必要となります**。

社会保険労務士法人アクシスでは、顧問契約（月1万円～）のお客様には、このような労務相談に対応しております。何度でもどのようなご相談でもお気軽にお問い合わせいただけます。



いつでも

どんな内容でも

定額で

労務情報

来春より始まる年次有給休暇 5日取得義務への対応

対応必須

労働基準法70年ぶりの大改正



Point

- ① 残業時間の上限規制
原則、**月45時間・年360時間が上限**（罰則付き）
- ② 月60時間超の残業の**割増賃金率が50%**に引き上げ
- ③ **年5日**の年次有給休暇の**取得**を企業に義務づけ（罰則付き）
- ④ 勤務間インターバル制度の努力義務
- ⑤ 高度プロフェSSIONAL制度の創設

告知

対応

説明会実施！

**H31.1/17（木）
13:30～**

別紙参照